

株券電子化に伴う当取引所における制度整備について

平成 20 年 5 月 28 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

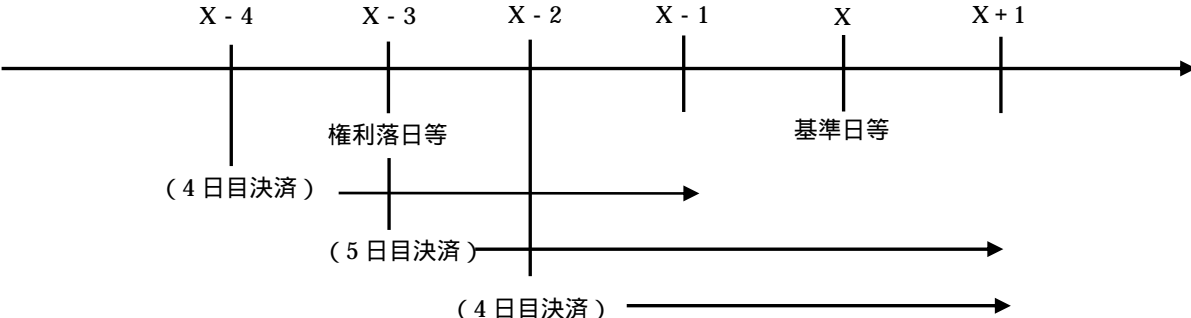
来年1月を目途に、金融商品取引所に上場している内国株券、投資証券、優先出資証券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券の電子化が実施されることに伴い、当取引所の諸制度について所要の整備を行うこととします。

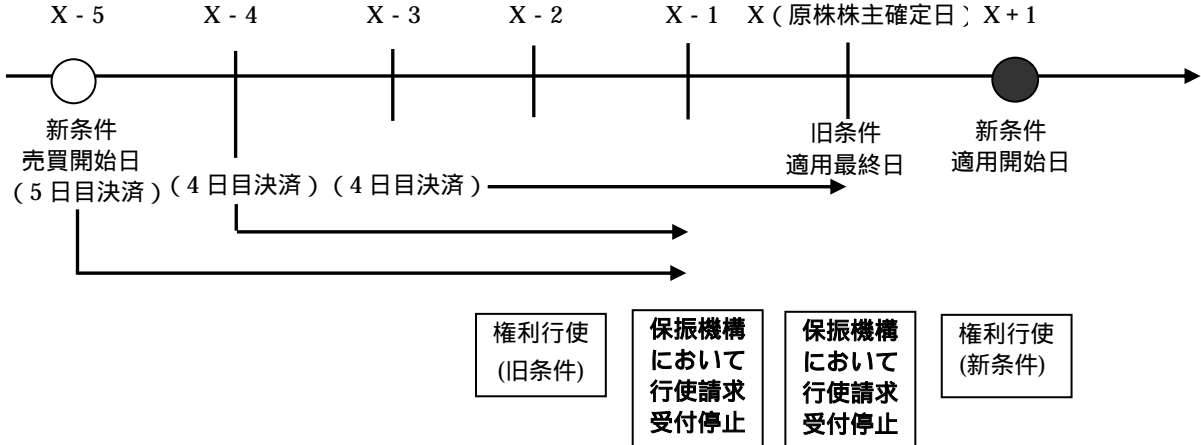
株券等の電子化を規定する法律（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律）は来年6月までの一定の日に施行されますが、実務界では実施目標日を来年1月5日としています。

また、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券については、本年1月に既に電子化されています。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1 . 取引参加者と顧客の間の内国株券等の決済方法について	・内国株券、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券（以下「内国株券等」という。）の売買における取引参加者と顧客との間の決済は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく口座の振替により行うこととします。	・電子化後に上場する新株予約権証券については、(株)証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）の振替制度において取り扱われる予定です。ただし、電子化前より既に上場している新株予約権証券がある場合には、当該証券については保管振替機構の振替制度に移行されず、従前どおり日本証券決済(株)において取り扱われます。

項目	内容	備考
<p>2. 信託金の代用有価証券の取扱いについて</p> <p>3. コーポレートアクション等の取扱いについて</p> <p>(1) 5日目決済の取扱いについて</p>	<p>・取引参加者が当取引所に預託する信託金は現金のみとし、代用有価証券の取扱いは廃止することとします。</p> <p>・現行制度において、内国株券等の普通取引の決済を、売買契約締結の日から起算して5日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に行うこととしている事象に係る内国株券等の決済日の取扱いは、従前どおり（5日目決済：下図参照）とします。また、利付転換社債型新株予約権付社債券において6日目決済としている事象（業務規程第9条第4項及び第5項）についても、原則、従前どおりの取扱いとします。</p>  <p>・現在、株券等の保管及び振替に関する法律により、いわゆる中間配当制度を定めていない上場会社も事業年度開始日から起算して六ヶ月を経過したときに基準日を設定することとされ、これに伴い、当取引所では、業務規程第9条第3項第5号（備考 参照）に基づき、当該基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととしていますが、振替法においても上場会社等について同様に規定されていることを踏まえ、当取引所における決済日の取扱いについても、従前どおり（5日目決済）とします。</p>	<p>・内国株券等の普通取引の決済が5日目決済となる事象 内国株券等（転換社債型新株予約権付社債券を除く。において同じ。）の配当落・権利落 優先株についての取得対価の変更 転換社債型新株予約権付社債券についての行使条件の変更 転換社債型新株予約権付社債券についての期中償還請求権に係る権利落 内国株券等について株券等の保管及び振替に関する法律に基づく実質株主通知を行うため当取引所が必要と認める場合</p>

項目	内容	備考
<p>(2) コーポレートアクションに伴う上場日・上場廃止日に係る取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社の請求により内国株券等に係る総株主通知等が行われる場合において、株主等の確定に係る基準日が、普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。 ・転換社債型新株予約権付社債券の行使条件の変更について、旧条件が適用される最終日が当該転換社債型新株予約権付社債券を発行する上場会社の株券に係る株主確定日又はその前日(=保管振替機構における行使請求取次制限日)に該当する場合、当該株主確定日等の2日前が旧条件での行使請求期間の最終日となり、当該行使請求期間最終日から起算して4日前に行われる当該転換社債型新株予約権付社債券の普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。(下図参照)  <ul style="list-style-type: none"> ・株券電子化実施日以降における、コーポレートアクションに係る株券の各種上場日の取扱いは、保管振替機構における新規記録のタイミングが変更されること等に伴い、原則、以下のとおりとなります。 	<p>利付転換社債型新株予約権付社債券(保管振替機構が取り扱わないものを除く。以下同じ。)の利払期日の4日前</p> <p>利付転換社債型新株予約権付社債券の行使条件変更日または期中償還請求期間満了日が利払期日と近接する場合(業務規程第9条第4項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5日目決済となっている事象に係る決済日の取扱いについて株券電子化後の状況を踏まえ検討を行うこととします。 <p>・各種のコーポレートアクションに係る上場廃止日については現行規定からの変更点はありません。</p>

項目	内容				備考
	対象事象	上場区分	上場日	(参考)現行上場日	<p>・上場日及び上場廃止日については、コーポレートアクションに伴う登記の日程その他の事情により、変更されることがあります。</p>
株主割当増資 (発行日取引)	新規上場	権利落日	権利落日		
株主割当増資 (発行日取引なし)	新旧併合	取引最終日(払込期日)の翌日	取引最終日(新株券発送日の翌営業日)の翌日		
募集(買取引受)	追加上場	払込期日の翌日	新株券発送日(ただし払込期日に株券発送を行う場合は払込期日の翌日)		
募集(残額引受)	追加上場	払込期日の翌日	払込期日の翌日		
第三者割当増資	追加上場	払込期日の翌日	引受人に対する新株券交付日(ただし払込期日に株券交付を行う場合は払込期日の翌日)		
株式分割	追加上場	払込期日の2営業日後の日	新株券交付日(ただし払込期日に株券交付を行う場合は払込期日の翌日)		
株式無償割当て	追加上場	効力発生日	効力発生日		
株式併合	追加上場	効力発生日	効力発生日		
吸収合併	変更上場	効力発生日	効力発生日		
新設合併	被合併会社株主割当て分の追加上場	効力発生日	効力発生日()		
株式交換	被合併会社株主割当て分の新規上場(非公開会社株主割当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日()		
株式移転	完全子会社株主割当て分の追加上場	効力発生日	効力発生日()		
吸収分割	完全子会社株主割当て分の新規上場(非公開会社株主割当て分:追加上場)	効力発生日	効力発生日()		
新設分割	分割会社割当て分の追加上場	効力発生日	株券発送日		
新設分割	新規上場	効力発生日	効力発生日		
() 非公開会社株主への割当て分については株券発送日。					

項目	内容	備考
(3) 株式併合・株式分割時における期間売買停止に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・株式併合については、効力発生日の4営業日前から効力発生日前日までの間、売買停止とすることとします(現行どおり。) ・株式分割については、分割と同時に単元株式数のくくり上げが行われる場合には、効力発生日の4営業日前から効力発生日の前日までの間、売買停止とすることとします(現行どおり。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式併合・株式分割に係る期間売買停止措置については、平成22年初頭を目途に廃止することを検討します。
(4) 発行日取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・内国株券の株主有償割当に係る発行日取引については、引き続き存続します。 ・内国株券の募集に係る発行日取引を廃止することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償割当に係る発行日取引は廃止します。
4. 移行に係る措置について	<ul style="list-style-type: none"> ・内国株券等の電子化の施行日前後における新規上場及びコーポレートアクション等については、法令上の制約や実務面の特別な事務処理等から一定期間制限されることとなります。(詳細は、参考：保管振替機構公表資料「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」(平成20年1月15日版)を御参照下さい。) ・内国株券等の電子化移行に係る実質株主の確定日が当取引所における普通取引が行われた日から起算して4日目にあたる場合には、当該普通取引が行われた日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付則において規定する予定です。来年1月5日に内国株券等の電子化が実施される場合において、本年12月25日分の内国株券等の普通取引について5日目決済となることを規定するものです。

項目	内容	備考
5. その他 (1) 抽せん償還条件付きの転換社債型新株予約権付社債券について (2) 上場基準の整備について (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・抽せん償還が行われる条件が付された転換社債型新株予約権付社債券については上場対象としないこととします。 ・内国株券等について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象とならなくなった場合には上場廃止とします。 ・新規上場の際の株券等の様式に係る規定及び見本株券等の提出に係る規定を廃止します。 ・内国株券等の決済物件に関する事項に係る規定を廃止します。 ・所要の用語の整備を行います。 ・その他所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内国株券等の電子化移行時において現に上場している新株予約権証券の取扱いについては、なお従前の例によることとします。 (. 1 . 備考参照)

III. 実施時期(予定)

- ・平成21年1月を目途に実施します。
- ・項番4.の内国株券等の電子化移行に係る実質株主等の確定日に関する5日目決済の規定については、別途本年中に実施することとします。

以 上